

# Npop'n

VOL.98

えぬぽっぶん

NPO POP NEWS! 社会貢献活動に関連したポップな話題をお伝えします。

## コンプライアンス（法令遵守）の意識を高めよう

社会貢献活動を行う上で、コンプライアンス（法律を守ること）はとても重要で、しっかり理解し意識しなくてはなりません。今号では、6月に開催した3つの基礎講座、『労務管理講座』(6/3)、『個人情報管理講座』(6/15)、『法務講座』(6/22)の内容と様子を紹介します。

### ◆NPOのための最新！労務管理講座

後藤 勝（ごとう まさる）氏：特定社会保険労務士 / 第一種衛生管理者

#### 1. 労務管理に関わる労働法令

労働者とは事業所や使用者に雇用されて賃金を支払われる者をいいます。労働者を雇用する場合は一般の企業同様にNPO法人でも労務管理が必要となり、次のような労働法令が適用されます。

①労働基準法 ②労働契約法 ③最低賃金法 ④労働安全衛生法 ⑤育児・介護休業法（仕事と家庭の両立を支援するもの）

NPOでは様々な形でボランティアが参加していますが、少額の謝金を支払うなど賃金としての性格がなければ、労働基準法・労働契約法の対象外となる可能性が大きいでしょう。また交通費などの実費の支払いは賃金とはなりません。

#### 2. 法令上整備すべきもの

法令を守るためには次のようなものを整備する必要があります。

①労働条件通知書（労働契約の締結に際し、労働者に対して賃金、労働時間等の労働条件を明示したもの） ②帳簿（出勤簿、労働者名簿、賃金台帳など）

#### 3. 社会・労働保険などの公的保険制度との関連

労働者に対しては次のような保険が整備されています。それぞれ対象者となる条件がありますので、労働者を雇う時に確認する必要があります。

①健康保険 ②厚生年金保険 ③労働保険（雇用保険・労災保険）

#### 4. 無期労働契約への転換

有期労働契約（期間の定めのある労働契約）が5年を超えて反復更新された場合は、有期労働契約労働者の申込みにより期間の定めのない労働契約に転換させる仕組みがあり、これを「無期転換ルール」と言います。労働者の雇用の安定を図ることを目的としています。

#### 5. 働き方改革関連法

労働者がそれぞれの事情に応じた多様な働き方を選択できる社会の実現を目的とした法律で、時間外労働時間の上限規制や年次有給休暇の取得義務化などが定められています。



後藤氏  
（特定社会保険労務士/  
第一種衛生管理者）



公的保険制度の  
証明書や手帳

### ◆個人情報管理講座 ～情報が漏れるその前に～

三木 由希子（みき ゆきこ）氏：NPO法人情報公開クリアリングハウス 理事長

#### 1. 個人情報とは

「生存する個人に関する情報で、当該情報に含まれる氏名・生年月日その他の記述により特定の個人を識別することができるもの」とされています。メールアドレス、音声、相談内容等でも個人が判別できる場合は個人情報になります。また、団体内独自の会員番号や携帯番号、クレジットカード番号などは、それ自体は個人情報に該当しませんが、実際には、個人が判別される情報と

ともに管理されるケースが多く、その場合は個人情報にあたります。マイナンバー関係情報は、特定個人情報で、個人情報よりも厳格な保有・利用・提供制限を伴います。また、「思想・信条、病歴、社会的身分」等は、「要配慮個人情報」で、不当な差別や偏見等が生じないように取り扱いに配慮を要します。

## 2. NPOに求められている対応

- ①NPOとしての個人情報保護に関する措置・対応を明らかにするための考え方や方針を作成・公表し、実行する
- ②個人情報保護の責任体制の明確化
- ③個人情報の取り扱いに関する安全管理対応（廃棄・消去方法、保管方法等）

## 3. 個人情報取り扱いのルール

- ①取得・利用…利用目的の特定、範囲内での利用、利用目的の通知・公表
- ②保管…漏洩が生じない安全管理、従業員への管理の徹底
- ③提供…本人の同意を得た上での第三者への提供
- ④開示請求への対応…開示請求への対応、苦情に対する適切な対応

## 4. 安全管理について

安全管理義務としては、個人情報の管理場所の把握、誰がアクセスできるか、誰が情報の更新ができるのか、保存・管理方法が安全であるか、バックアップデータの有無、廃棄・削除方法のやり方など個人情報の安全管理のために必要な措置を講じなくてはなりません。

## 5. 本人の権利保障制度

情報提供者は、開示・訂正・利用停止を請求する権利が保障されています。「オプトアウト」に対しては、権利の範囲ではないものの、利用停止の申し出があった際には個人情報の削除、利用停止に応じた方が望ましいと言えるでしょう。

## ◆法務講座～NPOの守るべき法律～

**瀧口 徹（たきぐち とおる）氏：BLP-Network 副代表 / 弁護士**

### 1. 法令を把握し遵守する必要性

NPO法人として社会からの信頼を維持するためには、関わる法律や法規を遵守することがとても大切です。違反した場合はNPO法人の認証が取り消しになったり、刑事罰を受ける可能性もあります。

### 2. NPO法

NPO法には総会・理事会の定期開催や所轄庁への定期報告などが義務付けられています。コロナ禍で現実に役員などが集合できない場合は、オンラインでの開催や書面決議による開催も可能です。内閣府NPOホームページにある「新型コロナウイルス感染拡大に係るNPO法Q&A」を参考にするとよいでしょう。

NPO法人が貸しスペースやソフト開発販売などの特定非営利活動以外の活動をするには一定の条件のもとに認められています。そのためには前提として法人の定款に特定非営利活動以外の活動を行う旨の規定を設ける必要があります。

### 3. NPOを適法に運営するために

#### ①労働法

従業員を採用し労働契約を締結する際は、賃金や労働時間やその他の労働条件を明示し、就業規則を作成し、労働保険と社会保険に加入する義務があります。

#### ②各種サービスに適用される法規

一定のサービスを提供する場合は食品衛生法、貸金業法、旅行業法などの行政庁の許認可が必要な場合があるため、前もって適用される法規制を確認する必要があります。また、著作権や商標権に関わる活動をする場合は口約束やメールだけではなく、合意内容の確認・明確化のために契約書を作ることが大切です。

#### ③コロナ禍におけるイベント開催

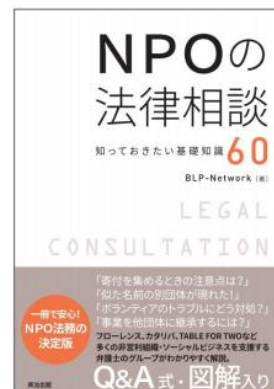
コロナ禍で、様々なイベントが中止や延期せざるを得ない状況にあります。自主開催する有料イベントの場合は、参加申し込み時にキャンセルポリシーを明記する必要があります。予定の変更については法的紛争を避けるという意味でも早期の判断・周知が必要です。



三木氏  
(情報公開クリアリングハウス理事長)



瀧口氏  
(BLP-Network副代表/弁護士)



参考書籍  
「NPOの法律相談」  
英治出版

聴かせて  
NPO!

※ちょっと気になるNPO団体を紹介します※

《 3keys (スリーキーズ) 》

“環境によって「子どもの権利」が保障されない子どもたちをゼロに!

すべての子どもは、大人がつくった世界の中で生きています。3keysは、私たち大人がつくった世界の中で生きる子どもたちの本当のこと「日本の子どもたちの今」に向き合い、2009年より子どもたちの学習支援をスタートに設立されました。支援の現場で見えてきた子どもたちの格差・貧困・社会保障などの現状を社会に伝え、問題を生み出している課題の改善に取り組み続けています。

♪当センターで行われる「第146回市民とNPOの交流サロン」にご登壇いただきます♪

開催日時：2021年9月9日(木) 18時45分～20時45分

※是非ご参加ください。

参加方法：オンライン(詳細は<https://snponet.net>)  
語り手：認定NPO法人 3 keys(スリーキーズ)  
参加費：無料

問合せ：新宿NPOネットワーク協議会  
【電話】03-5206-6527  
【Email】hiroba@s-nponet.net

## センター利用団体のイベント等の情報

イベント情報は各団体のHP等に掲載されているものを紹介しています。コロナ禍のためイベントが延期や中止になることも考えられますので、詳細については各団体にお問い合わせください。

自立生活サポートセンター・もやい

「ボランティア向けオンラインセミナー」

日時：2021年9月4日(土) 17:00～18:00

参加方法：オンライン(Zoom)

参加費：無料

申込：<https://peatix.com/event/1997490>

問合せ：自立生活サポートセンター・もやい

【電話】03-6265-0137

(電話受付：火曜12～18時、金曜11～17時)

【HP】<https://www.npomoyai.or.jp/>

【Email】[info@npomoyai.or.jp](mailto:info@npomoyai.or.jp)

粋なまちづくり倶楽部

「第101回ボランティア募集説明会」

日時：2021年9月5日(日) 16:00～17:00

参加方法：オンライン(Zoom)

募集するボランティア：

文学芸能イベントの応援、まちあるきガイド等

申込締切：2021年8月31日(火)

問合せ・申込：粋なまちづくり倶楽部事務局

【電話】03-3260-6260

【HP】<https://ikimachi.net/>

【Email】[ikimachi.setsume@gmail.com](mailto:ikimachi.setsume@gmail.com)

DEXTE-K

「西なぎさ発：東京里海エイド」

日時：2021年9月11日(土) 9:30～11:30程度

集合時間・場所：西なぎさの白色のテント脇 9:30

(JR葛西臨海公園駅から徒歩10分)

参加費：無料

活動内容：西なぎさの水辺を中心に清掃活動

雨天中止(メール、SNSで連絡)

問合せ・申込：「西なぎさ発：東京里海エイド」のHPから

【HP】<https://dexte-k.jp/eco-design/>

新宿区ウォーキング協会 第199回例会

「令和の甲州街道を歩こうNo.5」約16.6km

日時：2021年9月14日(火) 受付：9:00～9:20

バス出発時刻9:32

集合：JR線「高尾駅北口」京王バス小仏行きバス乗り場

解散：JR中央本線「藤野駅」14:30頃予定

参加費：一般400円、会員無料

問合せ・申込：新宿区ウォーキング協会

【TEL】090-3217-4109

【FAX】03-3208-3531

新宿区民活動支援サイト“キラミラネット”をご利用ください

新宿区を拠点に行われている地域活動や社会貢献活動、趣味、サークル活動など、身近な地域活動の情報を一堂に集め、発信するWEBサイトです。現在、WEB会員を募集しています。(登録料は無料です)

URL：<http://shinjuku.genki365.net/>

問合せ：新宿区地域振興部

地域コミュニティ課

【電話】03-5273-3872

【FAX】03-3209-7455



掲載募集 <イベント情報/ボランティア募集など>

◆対象期間：2021年9月25日(土)～10月31日(日)

◆募集締切：2021年10月2日(土)

◆対象団体：当センター登録団体、一般利用団体

◆掲載件数：最大5件(1団体1件まで掲載できます。応募が多い場合は、当センターまたは新宿区内のイベント・登録団体のイベントを優先させていただきます。)

◆申込方法：タイトル、日時、場所、参加費、問合せ先を、新宿NPO協働推進センターまで、FAX又はメールにてご連絡ください。



# センターからのお知らせ

## 講座 【NPOのための会計講座①②③④】

～4回で学ぶ会計の基本、日常の記入から決算まで～

- 【日時】① 9月17日（金） 18:45～20:45  
② 9月21日（火） 18:45～20:45  
③ 9月24日（金） 18:45～20:45  
④ 9月28日（火） 18:45～20:45

【内容】NPO法人の会計の仕組みから決算まで4回集中講座で学びます。

①<9/17>NPO法人の会計の仕組みを知ろう

NPOの会計の流れはどうなっているのか、一般の会社で行っている会計とどう違うか？などについてわかりやすく解説します。

②<9/21>簡単なバランスシートを作ってみよう

いくつかの基本的な仕訳を練習して、そこから簡単なバランスシートを作りあげの方法を学びます。会計の全体像がつかめるはずです。

③<9/24>決算の仕方をマスターしよう

NPO法人の決算書を作成するのに必要な事柄を学びます。

④<9/28>NPO法人の決算書を作ってみよう

これまで学んだことをベースに、NPO法人の決算書を作ってみます。

【講師】 田中 義幸 氏（NPO法人日本公会計支援協会 理事長 公認会計士・税理士）

【参加費】 4,000円（各回 1,000円）（資料代等として）

【参加方法】 オンライン（Zoom）

※オンライン受講の詳細はホームページでご確認ください。

★講座についてのお問い合わせは、下記へご連絡ください。

★新型コロナウイルス感染拡大防止のため、講座・イベントを延期又は中止する場合がございます。

最新情報等につきましては、当センターHPをご参照ください。【URL：<https://snponet.net/>】

### 情報・お問い合わせ

TEL：03-5386-1315 FAX：03-5386-1318  
Email：[hiroba@s-nponet.net](mailto:hiroba@s-nponet.net) URL：<https://snponet.net>  
Facebook：<https://www.facebook.com/shinjuku.npo.center>

### アクセス

- 〈バスでお越しになる場合〉（いずれの停留所からも徒歩で4分）
- ・各線 新宿駅 西口より関東バスで「小滝橋」下車（乗車時間10分前後）  
西口地下より標柱番号12・14を上がった乗場から出るバス（すべて）
  - ・各線 高田馬場駅 早稲田口より都バスで「小滝橋（郵便局前）」下車  
（乗車時間5分前後）早稲田口を出て目の前、高架下の乗場
- 〈最寄駅から徒歩でお越しになる場合〉
- ・東京メトロ東西線 落合駅、西武新宿線 下落合駅より徒歩12分
  - ・JR山手線・東京メトロ東西線・西武新宿線 高田馬場駅、JR中央線 東中野駅・大久保駅、都営大江戸線 東中野駅・中井駅より徒歩15分

### 作成&発行

新宿区立 新宿NPO協働推進センター  
指定管理者：一般社団法人 新宿NPOネットワーク協議会  
（〒169-0075 新宿区高田馬場4-36-12）  
編集：西郷和将 飯尾知歩 三上太紀子 菊池直子



新宿NPO協働推進センターは、社会貢献活動団体のネットワークづくりの拠点施設です！

4 センターでは、社会貢献活動団体への施設の貸出しの他、相談や情報提供、講座等、さまざまな事業を実施しています。